

平成16年5月24日

広報資料

建設局
（管理部監理検査課）
TEL 222-3548

法定外公共物管理条例制定に当たっての市民意見募集について

地方分権の推進に伴い、法定外公共物（いわゆる里道、水路等）である国有財産のうち、不特定多数の方々の利用があるなど、現に公共の用に供されているものが平成16年度末までに市町村に譲与されます。

法定外公共物は、道路法、河川法などの管理法が適用又は準用されないことから、京都市では、譲与を受けた法定外公共物の適正な利用と公共の福祉の増進を図るため、規制を盛り込んだ条例の制定の提案に向けて検討作業を進めています。

この度、条例に盛り込むべき事項の概要案がまとまりましたので、下記のとおり市民の皆様のご意見を募集します。

記

1 募集内容

法定外公共物管理条例に盛り込むべき事項の概要案への御意見

2 募集期間

平成16年6月1日（火）～平成16年6月30日（水）

3 募集方法

様式は自由です。別紙意見募集パンフレットに添付の意見提出用紙を御利用いただくか、市販のはがき、封書、ファックスや電子メールでも受け付けます。

4 意見提出先

(1) 郵送 〒604 8571 京都市建設局管理部監理検査課宛（住所記載不要）

(2) ファックス 075-222-3531

(3) 電子メール kanken@city.kyoto.jp

5 概要案の入手方法

概要案を示した意見募集パンフレットについては、6月1日（火）から市役所、区役所及び支所等で配布するほか、その内容を監理検査課ホームページ（URL <http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kikaku/index.html>）にも掲載します。

法定外公共物管理条例について

～ 市民の皆様の御意見を募集します～

地方分権の推進に伴い、法定外公共物（いわゆる里道、水路等）である国有財産のうち、不特定多数の方々の利用があるなど、現に公共の用に供されているものが平成16年度末までに市町村に譲与されます。平成17年度からは地域住民の皆様の生活に密接に関連する公共物として、機能の管理、財産の管理ともに市町村の事務として行うこととなります。

法定外公共物は、市道、一級河川などのように、道路法、河川法などの管理法の適用又は準用を受けないことから、それらの維持管理のためには、各市町村が条例により管理に関する事項を規定することが必要となります。

京都市では、譲与を受けた法定外公共物の適正な利用と公共の福祉の増進を図るため、規制を盛り込んだ条例の制定の提案に向けて検討作業を進めています。

この度、条例に盛り込むべき事項の概要案がまとまりましたので、市民の皆様の御意見を募集します。



1 条例制定の目的

譲与を受ける法定外公共物は、現に公共の用に供されているものであり、地域住民の皆様
の身近な公共物として、災害の発生防止、適正な利用、正常な機能の維持など、総合的な
管理を行うことが必要となります。

このため、法定外公共物の利用に関する制限などを定め、公共の福祉の増進に寄与するこ
とを目的としています。

2 条例で規定する規制項目の考え方

(1) 法定外公共物の不適正な利用を防止するための方策

① 行為の禁止

- 法定外公共物の効用を確保し、本来の目的を達成するため、不当な侵害行為に
対する保護が必要であることから、正当な理由がなく次の行為をすることを禁止
します。

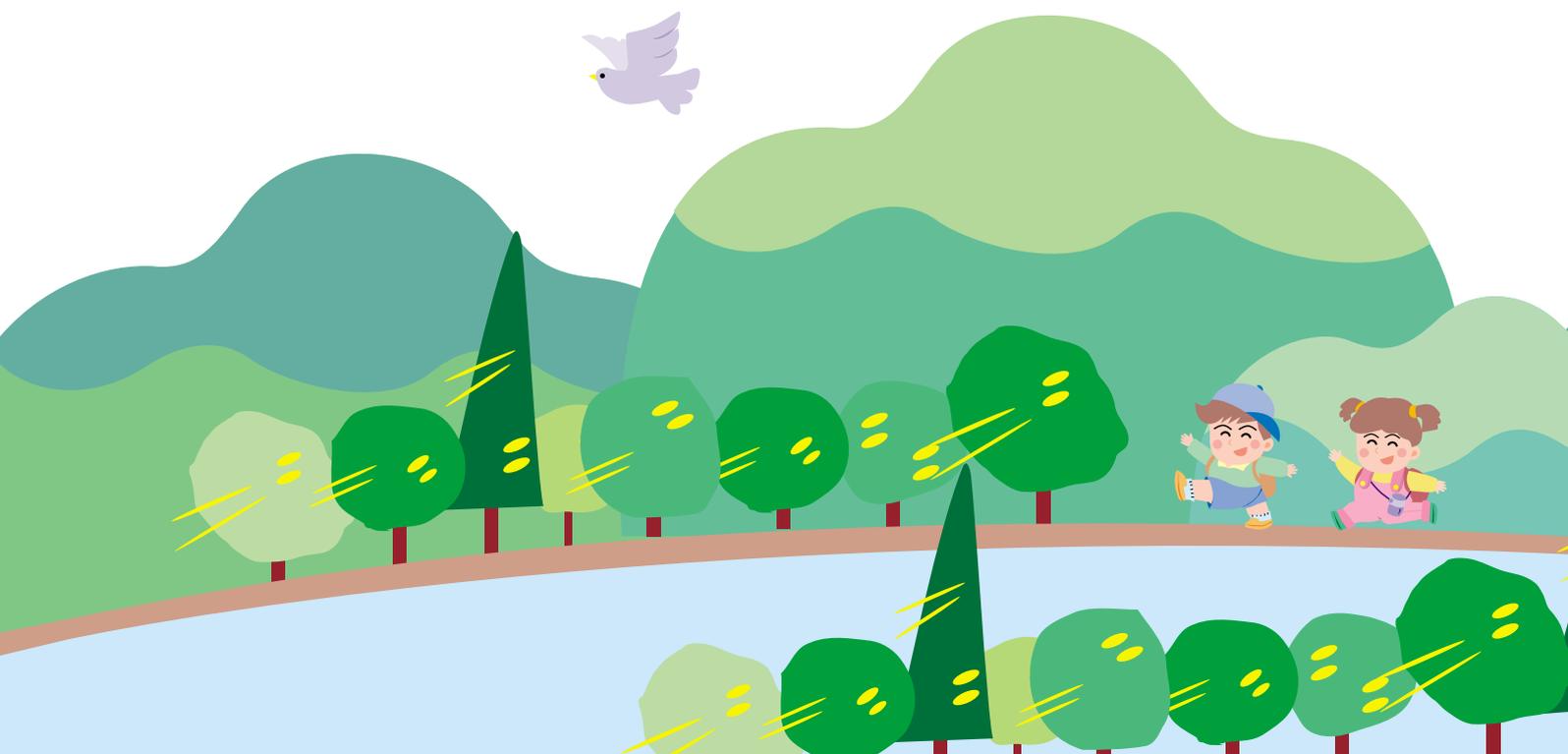
ア 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。例えば、法定外公共物を取り壊したり、
落書きしたりすること。

イ 法定外公共物にごみ、汚物、廃物等を投棄すること。

ウ 法定外公共物に土石、砂れき、竹木等をたい積すること。例えば、工事用材料の土
砂等を法定外公共物に放置するようなこと。

エ その他法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
例えば、法定外公共物に隣接した土地の掘削など、法定外公共物への直接的な行為
ではないが、間接的に影響を及ぼすようなこと。

上記ウ及びエの場合に、管理上支障がないときに限り許可することがあります。



2 行為の許可

- 次の各行為をしようとする場合には、京都市に申請書を提出し、その許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とします。

ア 法定外公共物の使用

法定外公共物は、それぞれが持つ役割において公共の用に供され、その効果として公共の福祉の増進に寄与することを本来の目的とするところです。したがって、法定外公共物の目的外の使用は、本来的機能を阻害しない範囲においてやむを得ない場合に限り許可することとし、許可が必要な行為は次のとおりとします。

- ・ 法定外公共物の敷地において工作物、物件又は施設を設け、継続して使用すること。例えば、道路へのガス管、水道管などの敷設や河川への橋の架設など。
- ・ 法定外公共物の敷地内において土石その他産出物を採取すること。
- ・ 流水を使用すること。ただし、現にかんがい用水として使用する慣行のもの又は河川法など他の法令の規定による許可等の処分を受けているものを除く。
- ・ その他公共の利便に供するため必要やむを得ないと認められる行為により法定外公共物を使用すること。例えば、地域主催で開催されるイベントなど。

イ 法定外公共物の形質の変更等

京都市以外の行政機関、市民などが自らの必要により法定外公共物の管理に関する工事又は維持を行う必要が生じた場合に、管理上支障がないときに限りそれを許可することとし、許可が必要な行為は次のとおりとします。

- ・ 法定外公共物の敷地内において工作物を新築、改築又は除去すること。
- ・ 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。

3 行為の許可における特例

- 「行為の許可」に掲げた許可を要する行為のうち、次の行為については、特に許可を要しないものとします。

ア 使用の許可を要しないもの

日常生活に必要な行為又は農業、林業若しくは漁業を営むために通常行われる行為で、やむを得ないものとして市長が指定した行為

イ 形質の変更等の許可を要しないもの

法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂等の局所的な補充、軽易な障害物の除去、除草など法定外公共物の構造に影響を与えない小規模な維持

4 法定外公共物の使用に係る使用料

- 法定外公共物の使用を許可された場合には、所定の使用料を納付していただくこととなります。

ア 使用料の金額

道路に対しては、京都市が管理する市道等の「京都市道路占用料条例」、水路等については、京都市が管理する準用河川の「京都市準用河川流水等占用条例」の既存の条例の規定と整合するよう定める。ただし、他の法令に規定がある場合はそれによる。

イ 算定方法及び徴収方法又は減免

「京都市道路占用料条例」及び「京都市準用河川流水等占用条例」の既存条例の規定に整合するよう定める。

5 法定外公共物の使用の許可を受けた者の義務

- ア 使用料を納付すること。
- イ 許可を受けた物件の良好な状態での維持管理及び異常を認めるときには速やかに使用を中止し、京都市へ届出ること。
- ウ 許可の期間が満了したとき又は使用を終了若しくは廃止したときには原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不相当と認められるときを除く。

(2) 条例を実効あるものにするための方策

ア 監督処分

禁止行為や無許可使用など、条例の規定又はこれに基づく処分に違反したときは、工事その他の行為の中止、原状回復を命令するなど、監督処分を行う。

イ 罰則

行為の禁止、行為の許可の規定に違反した者、監督処分の規定による命令に違反した者又は虚偽その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対し、罰金又は過料の罰則を適用する。



|御|意|見|の|募|集|

応募方法

様式は自由ですので、差し支えなければ
住所、氏名、電話番号、性別及び年齢を御記入のうえ、
郵送、FAX又は電子メールのいずれかで
下記のあて先にお送りください。

裏面の御意見記入欄に御意見を記入のうえ、
郵送又はFAXしていただいても結構です。

応募期限

平成16年 6月30日〔水〕 必着

〒604-8571（住所記入は不要です。）

京都市建設局管理部監理検査課

FAX 075-222-3531

電子メール kanken@city.kyoto.jp

御意見の取り扱いについて

頂いた御意見の内容を公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください
（住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは公表しません。）

また、頂いた御意見に対して個別に回答は致しかねますので、併せて御了承ください。

FAX番号：075-222-3531

法定外公共物管理条例に関する意見

御意見記入欄

御住所	〒			
	電話番号 () -			
お名前		性別	男・女	年齢
あて先	〒604-8571 (住所記入は不要です。) 京都市建設局管理部監理検査課 FAX 075-222-3531 電子メール kanken@city.kyoto.jp URL http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kikaku/index.html			

御意見の取り扱いについて

頂いた御意見の内容を公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください(住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは公表しません。)。また、頂いた御意見に対して個別に回答は致しかねますので、併せて御了承ください。